

株式会社阿波銀行を認定！

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第3号として、株式会社阿波銀行を平成22年6月16日付けで認定しました。県内の金融業では初の認定となります。



認定マーク「くるみん」

平成22年7月1日の認定通知書交付式において、加藤局長から認定通知書の交付を受ける株式会社阿波銀行の海出常務取締役（右端）

株式会社阿波銀行の取組の概要

1 行動計画の期間

平成17年4月1日～平成22年3月31日

2 行動計画の目標

- ① 小学生未満の子を持つ職員を対象とする「短時間勤務制度」を導入する。
- ② 計画期間内に労働者の育児休業の取得状況を、男性職員は1名以上、女性職員は70%以上とする。
- ③ ノー残業デーを増加させる。

3 取組結果

- ① 小学生未満の子を持つ職員を対象とする「育児短時間勤務」の制度を導入。2種類の短時間勤務のパターン（①9時～16時、②10時～17時）を設け、職員が家庭の事情に合わせて勤務時間を選択できる制度とした。
- ② 男性の育児休業取得実績 1名
女性の育児休業取得率 96%
- ③ 毎週水曜日に「ノー残業デー」、毎年2月と8月に、月1回「ノー残業ウイーク」を実施した。また、「ノー残業デー」が確実に実施されるよう、全職員にメールによる周知を行った。